

会 議 録

会議の名称	令和4年度 第2回 伊丹市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和4年12月26日(月) 13:30~15:30
開催場所	伊丹市役所 総合教育センター2階 研修室
出席者	梶原委員、藤本委員、池信委員、吉村委員、乾委員、梁川委員、千葉委員、 上村委員、和泉委員、細川委員、永園委員、齊藤委員 (以上12名)(順不同)
欠席者	金川委員、明石委員
事務局	松尾健康福祉部長、岡本保健医療推進室長、北谷国保年金課主査、他
会議の成立	委員総数14名のうち12名出席 <過半数出席のため成立>
署名委員	池信委員、永園委員
傍聴者	0名
次第	1. 開会 2. 会議録署名委員の指名 3. 報告事項 4. 議題 ・第1回協議会の審議内容の確認について ・令和5年度国保制度改正と事業費納付金(仮算定)について ・令和5年度国保財政収支の推計について ・令和5年度の保険税率について 5. 諸連絡 6. 閉会
備考	

	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">議事要旨</div>
<p>会長</p>	<p>事務局より議題 1、第 1 回協議会の審議内容の確認について、説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第 1 回国民健康保険運営協議会の審議内容について、まず、保険料率の種類につきまして、再確認させていただきます。本市の現行保険税率ですが、現在、所得割が 12.45%、均等割が 46,500 円、平等割が 38,700 円となっております。平成 25 年度以降、増額改定は行っておりません。県より示された R4 年度の標準保険料率ですが、これは、市町が保険税率を決める際に参考とするため、県より示されるものになります。各市町の事情に応じて算定されるため、市町ごとに標準保険料率の税率は異なるものになります。本市は、所得割が 12.63%、均等割が 56,431 円、平等割が 34,627 円となっております。本市は実際の課税については、基金を活用することで、標準保険料率より低い税率で課税しております。仮に、令和 4 年度に保険料率が統一されていた場合の標準保険料率ですが、所得割が 12.59%、均等割が 56,275 円、平等割が 34,511 円となっております。令和 4 年度に限ってみれば、統一前の標準保険料率と統一標準保険料率を比較すると、統一により、本市の負担は若干軽くなります。但し、現行保険税率と比べると、全体的には高くなり、特に均等割の上昇が著しく、低所得者の負担が重くなります。令和 9 年度の標準保険料率ですが、令和 9 年度には、どの市町も同じ標準保険料率になります。ただし、この段階では、標準保険料率はあくまで参考であり、必ずしもこの保険料率で課税する必要はありません。数値は未定ですが、1 人当たり事業費納付金は毎年上昇しており、仮に令和 4 年度に統一されていた場合の標準保険料率を上回るものと推測されます。令和 12 年度の標準保険料率ですが、令和 12 年度からは全市町がこの保険料率で課税する必要があります。特に、均等割が大きく上昇することが予想されます。</p> <p>本市の特徴としましては、一つ目が、基金を他市と比べて多額に保有しています。保険料率統一後には残余した基金の使用用途は制限される見込みとなっております。二つ目が、現行保険税率と標準保険料率が大きく乖離しています。従いまして、一度に改定すれば被保険者の急激な負担増加となります。</p> <p>検討のポイントとしましては、①より多くの基金を活用するためには、収支不足にならない範囲で、極力税率改定を遅らせるのがよい。②被保険者の増加する負担の激変緩和を図るためには、改定開始から標準保険料率移行までの期間を極力長くにとって、徐々に改定するのが良い、ということになります。</p>

<p>会長</p>	<p>す。</p> <p>そして第1回協議会の結論として、確認した方向性ですが、①本市の特徴に照らし、令和9年度ではなく、令和12年度までの適切な時期に標準保険料率への移行を完了させることを基本とする、②それまでの期間に、基金を最大限活用しながらも、被保険者の負担が急激に増加しないよう、適切な期間をかけて激変緩和を図りながら、徐々に標準保険料率まで改定する、③ただし、収支見込を注視し、収支不足が発生する恐れがあるときは、前倒しで税率改定を実施する、ということになり、基金活用と激変緩和のバランスをどうとるかについては、今後の課題として継続して審議することになりました。</p> <p>参考になりますが、第1回協議会後の追加情報としまして、令和4年11月28日に開催されました「国民健康保険連絡協議会」の内容をお伝えします。</p> <p>1点目が市基金の取扱いについてです。改めて、市基金の県への集約は行わないこと、また、統一化後は市基金を活用した保険税率の引き下げを実施できないことから、市基金の活用が現在よりも限定的となることを踏まえたうえで、市基金の活用用途については引き続き議論を行うことが確認されました。また、これに加えて、参考情報として他府県の事例が紹介されました。</p> <p>2点目が他府県の統一後における市基金の主な使用事例について、あくまで参考事例として県より示されたものになります。収納不足等が生じた際の事業費納付金への充当についてですが、被保険者数の減少や所得の低下等の市に責のない事由による財政リスクは県全体で対応する一方、市に責のある事由により事業費納付金の納付財源が不足した場合に、市基金を活用する、というものです。基準を上回る保健事業や保険税の減免等を行った場合に市基金を活用ですが、保健事業や、保険税の減免等について県内統一の基準を定め、これを上回る事業を実施する場合に市基金を活用する、というものです。</p> <p>3点目が県からの要請についてです。多くの基金残高が生じている市町においては、保険料水準完全統一後の基金の用途が限定されることも踏まえ、統一までの期間中に適切に基金を活用してから標準保険料率へ移行するなど、計画的な取組について検討いただきたい、とされ、改めて市町は対応を求められたところでございます。</p> <p>第1回協議会で示した方向性についての確認と、改めて基金の取り扱いについて報告してもらいました。</p> <p>何か、ご質問等ございますでしょうか。</p>
-----------	--

	(質問等なし)
会長	事務局より議題②、令和5年度国保制度改正と事業費納付金(仮算定)について、説明願います。
事務局	<p>現時点では、まだ改正予定ということになりますが、賦課限度額の引き上げ、出産育児一時金の引き上げ、出産時における保険料負担の軽減、軽減判定所得基準額の引き上げについて、令和5年度に制度改正されることになっております。</p> <p>まず国民健康保険税の賦課限度額ですが、令和5年度は2万円引き上げられ104万円になります。改正の理由ですが、高齢化等により医療給付費等が増加する中で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、保険料負担の上限を引き上げずに、保険料率の引き上げにより必要な保険料収入を確保した場合、中間所得層の負担が重くなるため、賦課限度額の引き上げを実施するものです。本市国保財政への影響ですが、給与所得者で賦課限度額に達する所得額が、R4年度は785万円からR5年度は835万円となります。賦課限度額に達する被保険者数の見込がR4年度は403人からR5年度は327人となります。財政影響額はプラス730万円程度を想定しています。</p> <p>次に、出産育児一時金の引き上げについてです。出産育児一時金は平成6年10月に制度が創設され、当初は30万円で始まりましたが、徐々に拡充され、現在は42万円となっております。これが令和5年4月からは50万円になる予定です。資料中段の改正の理由ですが、出産費用が増額傾向にあり、出産費用の実態に即した出産育児一時金の引き上げが必要、という国の判断によります。R4年度全国出産費用平均の推計が48万円となっており、現在の42万円を大きく上回っております。資料下段の本市国保財政への影響ですが、支給対象者数がR3年度決算で106件となっており、そこから積算しますと、給付増加額が850万円程度となりますが、3分の2は市一般会計からの繰入となりますので、国保財政影響額としましては、850万円の3分の1の280万円程度と見込んでおります。</p> <p>出産時における保険料負担の軽減についてですが、改正の理由としましては、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分、4か月間の均等割保険料及び所得割保険料を免除する措置を新たに講じるもので、令和6年1月から実施予定となっております。本市への影響ですが、R3年度出産件数が106件でR3年度1人当たり年間調定額が、平等割を控除していない金額にはなりますが92,758円となりますことから、税額の軽減額は約330万円程度となります。ただし、</p>

制度の開始が R6 年 1 月予定のため、R5 年度の軽減額はこれより少ない見通しとなります。なお、軽減額について公費負担があるか未定であるため、本市国保財政への影響額は未確定です。

最後に、国民健康保険料の軽減判定所得基準額の引き上げについてでございます。国保財政への影響は、公費負担となるため影響はありませんが、来年度課税の変更点ということで、お示ししております。物価上昇の影響により軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう措置を講じるものになります。改正前と改正後では、被保険者数に乗じる額を 5 割軽減は 0.5 万円引き上げ 29 万円に、2 割軽減は 1.5 万円引き上げ 53.5 万円になる予定です。

事業費納付金の仕組みについて説明します。県全体の保険税収納必要総額は、県が財政運営をする必要総額から県が受ける公費を差し引いたものとなり、それが各市町の事業費納付金の総額ということになります。その納付金総額は約 1,537 億円となっており、その総額を、県内 41 市町の被保険者数や所得水準等により按分して各市町の納付金が算定されます。今回、県より仮算定数値の通知があり、その結果、令和 5 年度伊丹市の①納付金額は約 52 億円となりました。伊丹市は納付金額である約 52 億円を県に納付しなければなりません。そのうち保険税で賄うべき額は、本市独自の国保事業運営に必要な経費②を加算し、本市に直接入る公費等③を減算して求めます。具体的には、②は、事務経費、保健事業、特定健診、保健指導等に係る経費等で、約 5 億円になります。③は、特別調整交付金や県繰入金、市一般会計からの繰入金等であり、約 21 億円を見込んでおります。①納付金額に②を加算し、③を減算した④が保険税で賄うべき額となり、約 36 億円を想定しております。

繰り返しになりますが、先月の 11 月 28 日に、県より令和 5 年度の事業費納付金の仮算定数値の通知がありました。令和 5 年度の本市事業費納付金の仮算定数値は、医療分が約 36 億円、後期支援金分が約 11 億 5 千万円、介護分が約 4 億 3 千万円の、合計 51 億 8 千 7 百 37 万 8 千円となりました。

R4 納付金（本算定）と比較いたしますと、納付金全体では、約 6,700 万円減少しております。この要因は、被保険者数が減少したことによるものです。本市推計の被保険者数から求めた 1 人あたりの事業費納付金の金額について、令和 5 年度の仮算定数値から求めた 1 人あたり金額は 150,468 円となり、令和 4 年度の推計値と比較すると、約 2.7%増加しております。R5 年度の標準保険料率と現行保険料率の差になりますが、所得割 0.28%、均等割 10,233 円、平等割が△3,903 円となり、特に現行保険料率における均等割が低いことが分かります。R5 年度の標準保険料率と R4 年度の標準保険料率の差になりますが、所得割 0.1%、均等割 302 円、平等割が 170 円となり、1 人

	<p>当たり事業費納付金の増加により、それぞれ数値が増加していることが分かります。</p> <p>事業費納付金の仮算定数値と本算定数値の乖離についてですが、近年は乖離が少なくなっており、直近の R4 年度では、865 千円、0.02%の乖離となっています。仮に、最も乖離があった制度開始初年度の H30 年度と同じ乖離率 1.97%が発生した場合、102,191 千円の乖離となります。</p>
会長	<p>令和 5 年度国保制度改正と事業費納付金（仮算定）について、何かご質問等はございますか？</p>
委員	<p>事業費納付金について、令和 5 年度が令和 4 年度より下がっているのはどういう理由になりますでしょうか。令和 2 年度にコロナの影響で医療費が下がったと思いますが、現状は元に戻っている状況で、事業費納付金も上がっていくと思っていたので、理由を教えてください。</p>
事務局	<p>今おっしゃって頂いたのは事業費納付金の全体の額になると思いますが、確かに全体の額は 6,700 万円程度下がっております。これは、被保険者の数が減っていくことによるものです。全体の額は下がっていますが、一人当たりの事業費納付金についてより重要視しなければならないと思っております。令和 4 年度から令和 5 年度にかけて 2.7%上昇しております。これは伊丹だけの傾向ではなく、県全体でも同じ状況になっています。一人当たりの事業費納付金は今後も上がっていくのではないかと推測しているところです。</p>
会長	<p>被保険者が後期高齢者の医療制度に移行していくことなどで減っていくため全体の額は減っていきますが、一人当たりの単価は上がっていくということになります。</p>
会長	<p>事務局より議題③令和 5 年度国保財政収支の推計について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>令和 3 年度の形式収支は約 4 億 2,000 万円の黒字となっておりますが、前年度の繰越金と基金の影響を除いた実質単年度収支は約 9,000 万円の赤字となり、基金残高は約 16 億 8 千万円となりました。その右側、令和 4 年度の形式収支は、約 1 億 3,000 万円の黒字となりますが、実質単年度収支は約 2 億 3,000 万円の赤字となります。基金残高は前年比約 5,000 万円増の約 17 億 3 千万円となっています。</p>

	<p>今回ご審議していただく令和5年度の形式収支は、約2億700万円の基金を繰り入れることで、収支均衡としておりますが、実質単年度収支は3億4,000万円の赤字となり、基金残高は約15億3千万円となります。令和5年度以降においても、基金からの繰り入れにより、令和8年度までは、税率改定を行うことなく、国保財政を運営することができる見通しですが、令和9年度には、基金が枯渇し、形式収支は5億円を超える赤字となる見込みです。</p> <p>国保財政において、その年度の収支に大きく影響を及ぼすものとして、保険税収と事業費納付金が挙げられます。なお、医療給付費と、これに対して県より収入する普通交付金は、金額は大きいものの、支出と収入がほぼ同額となるため、その年度の収支にほとんど影響を及ぼしません。</p> <p>事業費納付金は県より前年度中に金額が通知される一方、保険税収については複数の要素より変動幅を想定しておく必要があります。</p> <p>(中略)</p> <p>令和5年度の実質単年度収支は、マイナス649,278千円からプラス16,328千円の間になまるものと想定しています。</p>
会長	<p>事務局より令和5年度の保険税率について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>初めに、第1回協議会におきまして確認しました方向性について、再度確認させていただきます。①本市の特徴に照らし、令和9年度ではなく、令和12年度までの適切な時期に標準保険料率への移行を完了させることを基本とする。②それまでの期間に、基金を最大限活用しながらも、被保険者の負担が急激に増加しないよう、適切な期間をかけて激変緩和を図りながら、徐々に標準保険料率まで改定する。③ただし、収支見込を注視し、収支不足が発生する恐れがあるときは、前倒しで税率改定を実施する。この3点につきまして、第1回協議会で決定していただきました。</p> <p>R5年度の想定実質単年度収支は、マイナス339,646千円と推計していますが、変動幅として、マイナス649,278千円からプラス16,328千円の範囲になまるものと考えています。</p> <p>これに基づき、想定年度末基金残高は、推計値としまして1,527,582千円となっておりますが、変動幅として、1,217,950千円から1,883,556千円となることを想定しております。</p> <p>以上より、仮に最少の場合となっても、基金を活用することで財政運営を行うことが可能であることから、方向性③の収支不足が発生する恐れがあるときには該当しないこととなります。</p> <p>従って、方向性①および②に基づき、令和5年度の保険税率を改定すべき</p>

かどうかを検討することになります。

令和5年度に改定する場合ですが、メリットとしては、激変緩和の期間をより長くとることができる、デメリットとしては、基金が多く残されている中、被保険者の理解が得られるか懸念がある、ということになります。令和5年度の改定を見送る場合ですが、メリットとしては、基金をより多く活用することができる、デメリットとしては、激変緩和の期間を少しでも長くとるべき、という意見に対し説明が必要、ということになります。

次に、議論のポイントとなる激変緩和期間について、参考として県の事例を紹介させていただきます。兵庫県では、標準保険料率の統一を図るに際し、激変緩和期間は5年とし、個別公費、個別経費の相互扶助化をR5年度からR9年度までの5年間で徐々に行うこととしています。激変緩和期間を何年とるべきかについては状況によって異なり、あくまで本市の実状に基づき判断すべきですが、一つの事例として県の考え方を参考にする場合、5年程度の激変緩和期間ということになります。なお、仮に令和12年度に標準保険料率に移行し、5年間で激変緩和を行うとすると、令和8年度から保険税率の改定を行う想定となります。

続いて、現在の社会経済情勢についてでございます。ウィズコロナの下、社会経済の正常化が進展する一方、原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー、食料品等の価格上昇が国民生活や事業活動に大きな影響を及ぼしている状況です。原則として、国保運営に必要な額は保険税収で賄うべきですが、現在、特異な社会経済情勢となっているため、言及させていただきました。

統一化に向けた県の方針についてご説明いたします。兵庫県より統一化に向けたロードマップが策定され、これにより大枠の方針は決定しているところではありますが、使用用途が制限されることになる統一化後に残った基金の活用方法など、残された課題については、今後、県主導で議論される予定であります。これら県の動きをもうしばらく注視してから、具体的な税率改定を検討することも一つの考え方となります。

最後に事務局からの提案ですが、令和5年度の保険税率については、激変緩和を行う期間がまだしばらく残されていると考え、また、現在置かれた厳しい社会経済情勢を鑑み、現行税率を据え置くこととしてはどうか。また、基金の活用と激変緩和のバランスのなかで、いつから保険税率の改定を行うべきかについては、今後の収支見通しや県の方針等を注視しながら、来年度以降の運営協議会において継続してご審議いただくものとしてはどうか。以上をご提案させていただきます。

会長	<p>令和5年度国保財政収支の推計についてと、令和5年度の保険税率について、ご質問等がございますでしょうか。</p> <p>(質問等なし)</p>
会長	<p>委員お一人ずつご意見を頂きたいと思います。</p>
委員	<p>事務局からの提案どおり令和5年度は保険税率を据え置きしたほうがよいと思います。</p>
委員	<p>私も、基金が使えるのであれば、事務局からの提案に賛成いたします。</p>
委員	<p>私も、事務局からの提案で良いと思います。</p>
委員	<p>私も、事務局提案で良いと思います。</p>
委員	<p>令和12年度の保険税率がどれくらいになるかまだわかりませんが、それに近づけていく必要があるので、基金をうまく活用しながら改定をしていければ良いと思います。また、基金の活用方法について統一後は制限されるということですが、この点について情報収集をしっかり行っていただいたうえで、基金を最大限使っていくということになるとと思いますので、来年度は現行の税率のままが良いと思います</p>
委員	<p>私も、据え置きという提案に賛同いたします。</p>
委員	<p>事務局の提案に賛同いたします。</p>
委員	<p>私も、現在の社会情勢を鑑みて、令和5年度に限っては、現行税率を据え置きということで良いと思います。</p>
委員	<p>結論といたしましては、私も今の税率を据え置きで良いと思います。分析の結果、税率を修正していく時間はまだありますので、今後、都度検討すればよいと思います。</p>
委員	<p>私も事務局からの提案でよろしいかと思います。いずれにしても、激変緩和期間が5年ということであれば、令和5年から改定するのか、もっと先に</p>

	<p>するのかという違いになりますので、今の情勢からすると据え置きということによろしいかと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>私も事務局案に賛成でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。令和5年度の保険税率について、現行税率を据え置くことが妥当であると判断することについて、ご異議なしということによろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、令和5年度の保険税率については、現行税率を据え置くということにします。</p>